8　ミャンマー連邦共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びミャンマー連邦共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　ミャンマー連邦共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年一月十八日にネーピードーで

ミャンマー連邦共和国駐在
日本国特命全権大使　樋口建史

ミャンマー連邦共和国
計画・財務副大臣　マウン・マウン・ウィン閣下

付表

1	2	3	4	5
事業計画名	供与限度額	利子率（パーセント）	償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　貧困削減地方開発計画（フェーズ2）	二百三十九億七千九百万円	○・○一	十年の据置期間の後三十年	八年
2　ヤンゴン・マンダレー鉄道整備計画（フェーズ1）（第二期）	二百五十億円	○・○一	十年の据置期間の後三十年	十一年
3　ヤンゴン都市圏上水整備計画（フェーズ2）（第一期）	二百五十億円	○・○一	十年の据置期間の後三十年	十二年
4　地方主要都市配電網改善計画	四十八億五千六百万円	○・○一	十年の据置期間の後三十年	七年
総額	七百八十八億三千五百万円			

（ミャンマー側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年一月十八日にネーピードーで

ミャンマー連邦共和国
計画・財務副大臣　マウン・マウン・ウィン

ミャンマー連邦共和国駐在
日本国特命全権大使　樋口建史閣下

（円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ミャンマー連邦共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とミャンマー連邦共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百五十一億三千五百万円（一五、一三五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、農業・農村開発ツーステップローン計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ミャンマー連邦共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、ミャンマー連邦共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3(1)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借款は、計画に基づきミャンマー連邦共和国政府が最終借入人に対して行う融資に充てるために使用に供される。

4(1)　借款の一部は、ミャンマー連邦共和国政府が調達適格国のコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

5　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

6　ミャンマー連邦共和国政府は、4(1)に規定する役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドラインに従って調達されることを確保する。